



合をいう。

ア 利用に要する経費（施設使用料、備品使用料、教材費及び施設が提供する食事の費用）

イ 施設までの往復の旅費相当額

ウ 傷害等の保険加入に係る費用

エ アからウまでに掲げるほか、参加者が負担することが妥当であると所長が認めた費用。

ただし、引率者の人件費は除く。

（6）宿泊のみを目的とし、野外活動を取り入れないとき。

**【根拠法令】 大津市立少年自然の家条例**

（使用の許可）

第4条 少年自然の家を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

**【基準法令】 大津市立少年自然の家の管理運営に関する規則**

（使用者の範囲）

第3条 少年自然の家を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）義務教育諸学校の児童又は生徒

（2）少年団体の指導育成に当たる者

（3）その他所長が適当と認めたもの

（使用の制限）

第5条 所長は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、前条の使用許可について、必要な条件を付することができる。

2 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、少年自然の家の使用を許可しない。

（1）公益を害するおそれがあると認められるとき。

（2）施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（3）その他所長において適当でないと認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。